入 札 説 明 書

「令和9年度エネルギーセンター余剰電力(非 FIT 分)の売却」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日　　令和8年11月6日(金)

2 契約担当課

〒569－0021　高槻市前島三丁目8番1号
高槻市　市民共創部　エネルギーセンター
℡ 072-669-1950(平日8時～16時)

3 入札に付する事項

(1) 件　　名　令和9年度エネルギーセンター余剰電力(非 FIT 分)の売却
(2) 履行場所　高槻市前島三丁目8番1号　エネルギーセンター地内
(3) 履行内容　仕様書のとおり
(4) 履行期間　令和9年　4月　1日0時　から　令和10年　3月31日24時まで

4 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる条件をすべて満たした者で、入札参加資格確認においてその資格があると認められる者とする。

(1) 高槻市において令和8年度入札参加資格者名簿(物品・業務委託)に登録されていること。
(2) 公告の日から開札の日までの期間に、高槻市指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
(4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、経済産業大臣による小売電気事業の登録を受けている者であること。
(5) 最近2事業年度において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第34条第1項、第3項、第4項の規程により経済産業大臣から督促期限までの納付金未納の公表措置を受けていないこと。
(6) 最近2事業年度において、電力広域的運営推進機関から容量拠出金滞納の公表措置を受けていないこと。
(7) 経営状態が著しく不健全でないこと。(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。)

5 入札参加資格確認申請書類(提出書類)

(1) 本一般競争入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため下記要領に従い必要書類(以下、申請書等という。)を提出し、市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア　提出書類

① 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
② 制限付一般競争入札参加資格等チェックリスト(様式2)
③ 電気事業法第2条の2に規定する小売電気事業者としての登録を受けた者であることを証する書類の写し

イ　提出期間

令和8年11月6日（金）から令和8年11月30日（月）まで

受付時間:午前8時から午後4時まで

（ただし、土曜・日曜・祝日と平日正午から午後1時までを除く）

郵送する場合は、同日同時刻までに**必着**（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

ウ　提出方法

エネルギーセンターに持参、又は一般書留・簡易書留による郵送。

エ　提出先（郵送の場合）

〒569-0021 高槻市前島三丁目8番1号

エネルギーセンター　保全チーム　電力売買担当　宛

また、封筒の表面に、申請する件名及び一般競争入札参加資格申請書在中の旨を明記すること。

(2)　(1) アの①、②の様式は本市のホームページからダウンロードすること。

（ https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/list70-628.html ）

(3)　その他

ア　提出書類の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

イ　提出された書類等は返却しない。

ウ　入札参加者は、関係諸法令等を十分に承知し、遵守して入札に参加すること。

6 入札参加資格の確認

(1)　入札参加資格確認申請の結果については、令和8年12月2日（水）までに各申請者へ電話又は書面にて通知する。また、入札参加資格を認めない申請者には、理由を付した書面により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(2)　期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加することができない。なお、入札参加資格があると認められた者であっても、確認通知後本市から指名停止の措置を受ける等入札参加資格がないと認められる者は、当該確認結果を取り消す。

(3)　申し込み受付を完了し、入札参加資格の適合を確認した後、入札参加可否及び入札手続きに必要な次の書類を郵送する。令和8年12月15日（火）までに書類が到着しない場合は、高槻市市民共創部エネルギーセンター電力売買担当までご連絡ください。

・入札書用指定封筒

・開札立会人通知書（高槻市が開札立会人として選出した者のみ。）

7 入札説明会

入札説明会は行わない。

8 質疑

本市指定様式の質疑書により電子メール又はFAXにて受け付ける。

質疑書提出後、電話にて質疑書が受信されたことを確認すること。

質疑受付は令和8年11月30日（月）午後4時まで。

回答は令和8年12月2日（水）までに、入札参加資格者全員にFAX又は電子メールにて回答する。

9 入札書到着期限

令和9年1月15日（金）正午まで【必着】

10 開札の場所、日時等

（1） 開札日時 ： 令和9年1月15日（金）午後 2時00分から

（2） 開札場所 ： 高槻市前島三丁目8番1号 エネルギーセンター 管理棟

11 開札立会人

開札立会人通知書を受領した者は、開札立会人通知書をご持参の上、上記開札日時に開札場所へお越しください。

12 入札方法等

（1） 入札は郵便入札方式とする。入札参加者は、高槻市から送付する必要書類により入札すること。

（2） 入札にあたっては、仕様書に示す電源種別毎の各時間帯別の入札単価に各予定売却電力量を乗じて得た総額が予定価格以上で最も高い入札額を入れた者を落札者として決定する。
また、同価格の入札者が複数の場合、入札要綱書第11条の規定により抽選して落札者を決定する。

（3） 入札書に記載する金額は、消費税等相当額を含む金額とすること。
消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、必要に応じて変更契約を締結するものとする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（4） 入札書に積算内訳書（市様式）を添付しホチキス止めとする。（割印不要）

（5） 入札単価は、1kWhあたりの単価（消費税等相当額を含む）とし、その有効桁は円単位において小数第2位まで記載すること。

（6） 入札者は、提出済みの入札書の訂正、引換え又は撤回をすることはできない。

（7） 入札金額については、一切の諸経費を含む総価とする。ただし、系統連系受電サービス料金（発電側課金）は発注者負担のため入札金額に含めないこと。

（8） その他詳細については、「入札要綱書」「エネルギーセンター余剰電力売却入札の手引き」に従うこと。

13 辞退

入札不参加の場合は、前もって担当者へ連絡の上、開札日までに本市指定様式の辞退届を入札書用指定封筒に封緘し提出すること。

14 入札保証金

高槻市財務規則第 99 条第 3 項の規定により入札保証金を免除する。
ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、入札金額（総額）の 100 分の 3 に相当する額以上を徴収する。

15 契約保証金

契約保証金は、時間帯別の契約単価に時間帯別の予定売却電力量を乗じた額の合計金額の 100 分の 10 に相当する額以上とする。
ただし、高槻市財務規則第 117 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

16 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札決定後において、当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

（1） 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

（2） 入札金額の積算内訳書の提出がないもの

（3） その他入札要綱書第9条各号の規定に該当する入札、その他関係法令に違反した者のした入札

17 契約の種類

本契約は、エネルギーセンターにおいて余剰電力を売却するための電源種別毎の各時間帯別の単価契約である。

履行期間中においては、本入札で落札された、電源種別毎の各時間帯別の契約単価を継続するものとする。

18 予算不成立の場合の無効

本件契約に係る予算が成立しないときは、本売却に係る公告は無効とする。この場合において、本件売却のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を高槻市に請求することはできない。

19 添付資料

（1） 入札要綱書
（2） エネルギーセンター余剰電力売却入札の手引き
（3） 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
（4） 制限付一般競争入札参加資格等チェックリスト（様式2）
（5） 入札書
（6） 積算内訳書
（7） 質疑書
（8） 入札辞退届
（9） 電力受給契約書（案）
（10） 余剰電力売却仕様書
（11） 給電申合書（案）
（12） 発電量調整受電電力等に関する協定書（案）

20 その他

（1） 本契約の契約予定者とは令和9年4月1日に契約を行うこととなります。
落札者は、速やかに必要書類を準備し、関西電力送配電株式会社へ発電量調整供給契約の申込みを行い、発電量調整供給契約を締結すること。
また、受注者は特定契約を締結するにあたり（再生可能エネルギーの固定価格買取制度への対応）、高槻市と一般送配電事業者（関西電力送配電株式会社）との3者による協定書を締結すること。
（2） 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（3） 入札参加者は、地方自治法、高槻市財務規則、入札要綱書、その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。